

神奈川県後期高齢者医療広域連合
情報システム構築・運用関連業務委託等
プロポーザル実施要領

令和 7 年 12 月
神奈川県後期高齢者医療広域連合
企画課企画情報係

目次

1	業務名	1
2	業務内容及び履行期間	1
3	選定方法及び提案上限額	1
4	プロポーザル参加資格	1
5	事務局	2
6	プロポーザル日程（予定）	2
7	プロポーザル参加表明書の提出	2
8	プロポーザル参加資格確認結果通知書の送付	3
9	質問	3
10	資料の閲覧	4
11	技術提案書等の提出	5
12	ヒアリングの実施	5
13	評価	6
14	評価結果	7
15	提案の無効	7
16	辞退等	7
17	注意事項	8
18	今後の取扱い	9

1 業務名

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報システム構築・運用関連業務委託等（以下「本業務」という。）

2 業務内容及び履行期間

「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報システム構築・運用関連業務委託等要求仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書は、令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）までの間、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）事務局でも配布する。

3 選定方法及び提案上限額

（1）選定方法

公募型プロポーザル方式

（2）提案上限額

1,868,000,000円（消費税額及び地方消費税相当額を含む。）

提案上限額を超過した場合は失格とする。

また、運用保守に係る年間費用が、構築費用の4割を超過しないこと。

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（1）神奈川県後期高齢者医療広域連合契約規則第5条の3に規定する令和7・8年度一般競争入札有資格者名簿に登載された者であること。

（2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（3）神奈川県後期高齢者医療広域連合一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱第2条に規定する入札参加資格の停止及び指名停止の期間中でないこと。

（4）神奈川県及び県内市町村の一般競争参加停止又は指名停止その他の措置を受けていない者であること。

（5）法令等の規定により営業停止を受けていない者であること。

（6）法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

（7）プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）を取得している、又はISMS（ISO/IEC27001）認証、もしくはJISQ27001認証を受けていること。

（8）平成29年4月1日以降に、人口20万人以上の地方公共団体又は複数の市町村による共同運営（共同利用）事業体に対し、情報システムの設計・構築及び運用・保守・管理の実績があること。

5 事務局

書類の配布、提出、問合せ先は次のとおりである。

(1) 部署

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 企画課企画情報係

(2) 所在地

〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1

ヨコハマポートサイドビル9階

(3) 電話番号

045 (440) 6714 (直通)

(4) 電子メール

chousei@union.kanagawa.lg.jp

(5) 受付時間

午前9時から午後5時（土日祝日及び正午から午後1時を除く）

6 プロポーザル日程（予定）

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和7年12月12日（金） |
| (2) 仕様書配布期間 | 令和7年12月12日（金）から同年12月26日（金）まで |
| (3) 参加表明書提出期限 | 令和7年12月26日（金）午後5時まで |
| (4) 質問受付期限 | 令和7年12月26日（金） |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和8年1月9日（金） |
| (6) 質問回答期限 | 令和8年1月19日（月） |
| (7) 技術提案書等提出期限 | 令和8年2月26日（木）午後5時まで |
| (8) ヒアリング実施日 | 令和8年3月9日（月）（予定） |
| (9) 選定結果通知日 | ヒアリング実施日から概ね2週間以内 |

※ この日程は、広域連合の都合により変更する場合がある。日程を変更した場合は、
参加表明書提出期限前は広域連合ホームページ（以下「ホームページ」という。）で公
開し、参加表明書提出期限後は参加表明書を提出した全ての事業者に連絡するものと
する。

7 プロポーザル参加表明書の提出

(1) 提出書類（各1部）

ア プロポーザル参加表明書（第1号様式）及び担当者の名刺

イ 会社概要調書（別添様式1-1）及び会社案内パンフレット等

ウ 業務実績調書（別添様式1－2）及び受託実績があることを証する契約書の写し（A4版）

※ 契約書の写しは、案件名、契約相手先、金額、主な業務内容が明らかとなる部分の抜粋でよいものとする。

エ 誓約書（別添様式1－3）

オ プライバシーマーク又はISMS認証等の取得に関する証明

書類がA4版より小さい場合は、A4版の用紙に貼付すること。

（2）提出方法

次のいずれかによるものとする。

ア 持参

平日の午前9時から午後5時までの間、広域連合事務局に持参すること。

イ 郵送

送達過程が記録される方法で、提出期限必着で広域連合事務局に送付すること。

（3）提出期限

令和7年12月26日（金）午後5時まで必着

ただし郵送の場合は、提出期限日の前日までの消印があるものを有効とする。

8 プロポーザル参加資格確認結果通知書の送付

プロポーザル参加表明書を提出した全ての事業者について参加資格を審査し、次とおり確認結果を通知する。

（1）通知日

令和8年1月9日（金）

（2）通知方法

プロポーザル参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てにPDFファイル形式で送付する。また、同日に書面を発送する。

9 質問

本業務に関する質問は次の方法によることとする。

（1）提出書類

質問書（別添様式2）

（2）提出方法

電子メールで広域連合事務局へ送付し、送付した後にメールの到達を電話で確認すること。なお、電子メールの件名は「【質問書】情報システム構築・運用関連業務委託等」とすること。

(3) 質問受付期限

令和7年12月26日（金）午後5時まで

(4) 質問に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年1月19日（月）までに、プロポーザル参加資格確認結果通知書を送付した者全員に、質問者名を伏せ、電子メールで回答する。なお、回答に対する再質問及び質疑受付期限後の質問は受け付けない。

10 資料の閲覧

プロポーザル参加表明書を提出した事業者のうち、「8 プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格を有すると認められた事業者については、技術提案書の作成にあたり、次の資料の閲覧を可能とする。

資料の閲覧を希望する場合は、閲覧を希望する日の前営業日の正午までに申し込むこと。閲覧においては、広域連合担当者の指示に従うこと。

(1) 閲覧資料

- ア 神奈川県後期高齢者医療広域連合システムネットワーク構成図
- イ 神奈川県後期高齢者医療広域連合システム設置各拠点端末配置図・LAN配線図
- ウ 神奈川県後期高齢者医療広域連合システム基本設計書（ネットワーク、サーバ）

(2) 閲覧期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月30日（金）まで（土日祝日を除く）

(3) 閲覧時間

午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）

(4) 閲覧場所

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務室

(5) 申込方法

閲覧希望日の前営業日の正午までに、広域連合事務局に電話で申し込むこと。

(6) 提出書類

閲覧日当日に次の書類を持参し、提出すること。

- ア 資料閲覧に係る誓約書（別添様式3-1）
- イ 資料閲覧者名簿（別添様式3-2）

(7) その他

- ア 閲覧時間は、広域連合との調整の上、決定するものとする。
- イ 閲覧に要する時間は、原則として2時間以内とする。
- ウ 一度に閲覧できる人数は、原則として3人までとする。
- エ 閲覧日当日は、閲覧者の社員証を持参すること。

才 閲覧資料を閲覧可能な場所以外へ持ち出すことは禁止する。

カ 閲覧資料の複写、カメラ等による撮影は禁止する。

11 技術提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 技術提案書等提出届（別添様式4）…1部

イ 技術提案書 …8部

及び電子データで提出

ウ 要件確認表（別添様式5）…1部

及び電子データ（Excelファイル）で提出

才 機器一覧表（別添様式6）…1部

及び電子データ（Excelファイル）で提出

エ 見積書（別添様式7）…正本1部及び副本7部

※ 技術提案書等の評価及びヒアリングは匿名で行うため、技術提案書及び見積書副本には社名及び部署名等を記載しないこと。

(2) 技術提案書等作成方法

技術提案書等は、別紙1「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報システム構築・運用関連業務等プロポーザル提案書作成要領」に従って作成すること。

(3) 提出方法

次のいずれかによるものとする。

ただし、電子データについては、電子メールで広域連合事務局に送付すること。なお、電子メールの件名は「【技術提案書】情報システム構築・運用関連業務委託等」とすること。

ア 持参

平日の午前9時から午後5時までの間、広域連合事務局に持参すること。

イ 郵送

送達過程が記録される方法で、提出期限必着で広域連合事務局に送付すること。

(4) 提出期限

令和8年2月26日（木）午後5時まで必着

ただし郵送の場合は、提出期限日の前日までの消印があるものを有効とする。

12 ヒアリングの実施

(1) 実施日

令和8年3月9日（月）（予定）

（2）実施場所

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局内

（3）実施方法

ア 提案者は、技術提案書等について選定委員会の委員に対し、50分以内で説明を行う。また、説明は、本業務を委託した場合に担当する者が行うこと。

イ 会場に入室できる人数は4人までとする。ヒアリング実施日の前営業日までに、プレゼンテーション参加者連絡票（別添様式8）にて入室する者を提示すること。その際、説明時のプロジェクター使用有無についても併せて回答すること。

提出方法については、電子メールで広域連合事務局へ送付すること。また、送付した後にメールの到達を電話で確認すること。なお、電子メールの件名は、件名は「【ヒアリング参加者名簿】情報システム構築・運用関連業務委託等」とすること。

連絡がなかった者の入室は、原則認めない。ただし、37.5度以上の発熱がある又は体調がすぐれない場合等は、その旨をヒアリング実施前までに申し出の上、代理人の出席を認める。

ウ 技術提案書等の内容及び説明に対し、選定委員会の委員より30分程度の質疑応答を行う。

（4）注意事項

ヒアリングは事業者名を伏して行うので、入室者は社章、名札等、社名を特定できるものは身に着けないこと。また、発言者は自社名又は自社名が推測できる単語等を発しないよう注意すること。

13 評価

本プロポーザルに係る委託候補選定委員会を設置し、別紙2「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報システム構築・運用関連業務委託等プロポーザル評価基準書」及び別紙3「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報システム構築・運用関連業務委託等評価表」の評価基準に基づき評価を行い、委託候補者を選定する。

（1）技術提案審査

提出された「技術提案書」及び「要件確認表」について、評価基準に基づき評価を行う。この過程で、ヒアリングを実施する。

（2）見積書審査

提出された「見積書」の金額について、評価基準に基づき評価を行う。

（3）最終審査

技術提案審査及び見積書審査の評価点の合計点が最も高い事業者を、委託候補者として選定する。なお、最低基準点を950点とし、最低基準点に満たない場合は、委託

候補者としない。

(4) 評価点の合計が同点の場合の取扱い

評価点の合計が同点の場合は、技術提案審査の点数が最も高いものを委託候補者として選定する。なお、評価点の合計が同点かつ技術提案審査の点数が同点の場合には、くじ引きによる。

(5) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者の場合は、評価点の合計点が950点以上の場合に限り、その者を委託候補者として選定するものとする。

(6) 次点の取扱い

委託候補者として選定された事業者の提案が無効になった場合や、辞退の申し出があった場合は、次に評価点の合計点が高かった事業者が繰り上がるものとする。

ただし、評価点の合計点が950点以上の場合に限る。

14 評価結果

本プロポーザルによる委託候補者の選定結果は、ヒアリング実施日から概ね2週間以内に参加者に文書で通知する。

15 提案の無効

次のいずれかの事由に該当した場合は、本プロポーザルへの参加資格を取消し、提出された技術提案書等は無効とする。

(1) 本実施要領による参加要件を満たさないこととなった場合。

(2) 期限内に提出書類が提出されなかった場合。

(3) ヒアリングに出席しなかった場合。

(4) 提出書類に不足又は不備があった場合において、広域連合の再提出等の依頼に従わなかった場合。

(5) 提出書類等に虚偽の記載内容があった場合。

(6) 本実施要領に定める以外の方法で、プロポーザル期間中に選定委員会委員又は関係職員に、本件に関する援助を求めるなどの接触を行った場合。

(7) 上記各号に定めるほか、プロポーザル参加において著しく信義に反するものと認められる行為があった場合。

16 辞退等

(1) 参加表明書提出以降に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 辞退により、今後、広域連合との契約について不利益な取り扱いを受けることはない。

17 注意事項

(1) 技術提案書等の提出は、1者につき1案とする。

(2) 本プロポーザル参加にかかる全ての経費負担は、プロポーザル参加事業者の負担とする。

(3) 本業務は、令和8年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会における本業務に係る予算の議決を条件とし、議決されなかった場合には、契約を締結しないものとする。

また、本業務に予算額に減額が生じた場合には、仕様書に示された事業規模が縮小される場合がある。その際、プロポーザル参加事業者の損害発生に対して、広域連合は一切の責任を負わないものとする。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類は、選定後においても返却しないものとする。
- イ 必要に応じて、広域連合より追加資料の提出等を求めることがある。
- ウ 提出書類は、委託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- エ 提出書類は、他の者に知られることのないように取り扱うものとする。ただし、各種法令に基づき、公開することがある。
- オ 提出書類は、本プロポーザルに必要な範囲で複製ができるものとする。
- カ 広域連合の依頼があった場合を除き、提出書類の受付期限後の変更、再提出等は認めない。
- キ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、提案事業者が負うこととする。

(7) その他

- ア 本プロポーザルのために広域連合が提供した資料は、広域連合の了解なく本プロポーザル以外に公表、使用することを禁じる。
- イ 本プロポーザルの審査結果に対して、異議申し立ては一切認めない。

- ウ 選定された委託候補者とは、後日、提案内容に基づき広域連合の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行う場合がある。
- エ 契約後の業務においては、広域連合と十分協議を行いながら進めること。
- オ 参加提案者が 1 者でも選定を実施する。
- カ 選考方法、選考内容についての問い合わせには応じない。

18 今後の取扱い

本プロポーザルにより選定した業務のうち、賃貸借契約及びソフトウェア使用料については別途入札を行い契約締結するものとする。

また、令和 9 年 4 月 1 日以降に履行期間が開始する委託契約については令和 9 年度に随意契約を締結する。ただし、本業務に係る令和 9 年度予算が議決されない場合は無効とする。